



各 保 護 者 様

公益財団法人 おりづる 会
会 長 山 脇 康 典
(公 印 省 略)

令和3年度 交通遺児奨学金の支給事業について (御案内)

初夏の候 皆様方におかれましてはお変わりなくお過ごしのことと存じます。

さて、おりづる会では、令和3年度においても小・中・高等学校に在籍する交通遺児を対象に奨学金支給事業を下記のとおり実施します。

ついては、当事業対象遺児家庭で支給を希望される方は、期日までに申請の手続きをされるよう御案内します。

なお、御不明な点などございましたら、おりづる会事務局までお問い合わせください。

記

対象者	滋賀県在住の交通遺児で、「親権者の課税総所得金額が200万円以下の者」の世帯に属する学校教育法第1条に規定する小・中・高等学校に在籍する児童・生徒、または同法第124条に規定する専修学校の高等課程に在籍する生徒、同法第134条に規定する各種学校に在籍する児童もしくは生徒	
支給額 支給時期	小学生 60,000円 (一人当たり年額) 中学生 84,000円 (") 高校生 120,000円 (")	・返済不要 ・支給決定に際し、申請者及び学校長へ通知します。 ・上半期分 (4～9月)・・・9月頃に支給 下半期分 (10～3月)・・・3月頃に支給
支給方法	申請者の指定する預金口座に振り込みます。	
申請方法	申請書類を揃え、事務局まで提出してください。(郵送可) 郵送の場合、簡易書留にてお願いいたします。	
提出書類	<p>① 申請書</p> <p>② 申出書</p> <p>③ 在学証明書 (高等学校以上の者)</p> <p>④ 住民票記載事項証明書 (原本)</p> <p>⑤ 令和3年度「課税証明書」(原本)</p> <p>または「市(町)民税・県民税特別・普通徴収税額の通知書」(写し)</p> <p>「住民票記載事項証明書」および「課税証明書」はお近くの市役所・町役場にて申請してください。</p>	<p>【備考】</p> <p>④支給対象者を含む世帯全員の氏名および世帯主との続柄が記載されているもの。個人番号(マイナンバー)の記載のないもの。(「住民票」でも結構ですが、「住民票記載事項証明書」のほうが、発行手数料が安価です。)</p> <p>⑤「課税証明書」は、各市町により交付開始日が異なります。事前にお住まいの各市役所・役場へお問い合わせ下さい。</p> <p>申請の際に、印鑑と本人の確認ができるもの(運転免許証・健康保険証等)が必要です。</p> <p>なお、郵送での交付申請ができる市町がありますので、希望される方は各市町へお問い合わせください。</p> <p>「課税総所得」(課税標準額)がわかるもの。</p>
申請受付 期限	令和3年6月30日(水)	事情により提出が遅れる場合は予め御連絡をお願い致します。事前の御連絡が無く受付期限終了後の申請は受理できません。
申請書提出先 お問合せ先	〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 滋賀県庁 土木交通部 道路保全課内 公益財団法人 おりづる会 事務局 電話番号 077-528-3682	

以上

※申請書等に記入された個人情報は、公益財団法人 おりづる会交通遺児支援事業の目的以外に使用することはありません。